

居宅介護支援事業所 しおかぜ 運営規程

(事業の目的)

第 1 条

社会福祉法人同仁会（以下「事業者」という。）が開設する居宅介護支援事業所 しおかぜ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条

- 1 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行なう。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立におこなう。市町村、地域の保健、医療機関、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。地域包括支援センターから求めがあった場合は、地域ケア会議に参加し地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力します。

(事業所の名称および所在地)

第 3 条

事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所 しおかぜ

所在地 木更津市岩根 2 丁目 2 番 20 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者：介護支援専門員 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及業務の管理を一元的に行うとともに指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- 2 介護支援専門員：2 名（常勤職員 2 名。内 1 名は管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 木曜日を除く月曜から土曜日までとする。但し、国民の祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
- 2 営業時間 8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第 6 条

指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- 1 利用者の相談を受ける場所は事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 2 使用する課題分析票の種類は利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- 3 サービス担当者会議の開催は事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において開催する。
- 4 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、月 1 回以上必要に応じて訪問するものとする。

(指定居宅介護支援の内容)

第 7 条

指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- 1 居宅介護支援サービス計画の作成
- 2 指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整
- 3 その他の便宜の提供（利用料その他の費用の額）

(指定居宅介護支援の利用料)

第 8 条

- 1 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。
- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅支援に要した交通費は、その実費を徴収する。但し、自動車を使用した場合は、実施地域を超えて路程 1 キロメートル当たり以下の金額を実費として徴収する。
 - (1) 実施地域を越えて、片道おおむね 10 キロメートル未満 300 円
 - (2) 実施地域を越えて、片道おおむね 10 キロメートル以上 500 円

(3) 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）をうけることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条

事業所の通常の事業の実施地域は木更津市、袖ヶ浦市、君津市、富津市とする。

(職員の倫理規程)

第 10 条

- 1 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、研修計画の作成、研修の実施、計画的な人材育成に努めるよう業務体制を整備する。
- 2 事業所は、多様な評価の手法を用いその提供する事業所の評価を行い、常にその改善を図り、より良いサービスを提供することを目的としていきます。
- 3 職員は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人同仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとなる。

(虐待防止のための措置)

第 11 条

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止に関する責任者の選任
 - (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - (4) 指針を定めると共に誰にでも閲覧が出来るように、施設内へ掲示し周知する。
- 2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(身体拘束について)

第 12 条

- 1 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶこ

とが考えられる時は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げる事に留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(事故発生時における対処方法)

第 13 条

- 1 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者、家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は指定居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき理由により事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のため損害賠償責任保険に加入する。

(苦情解決体制の整備)

第 14 条

事業者は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じる。事業者は、指定居宅介護支援の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。事業者は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に対して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理等（感染予防）について)

第 15 条

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備しています。
 - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的

に実施します。

(非常災害対策)

第 16 条

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する為の計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期（毎年 2 回）

(ハラスメント対策について)

第 17 条

事業所は、現場において行われるハラスメントにより従業員の就業環境が害される事を防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 18 条

事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

附則 この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する

この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から 4 条 2 項、5 条 1 項、11 条 1 項、12 条、17 条、18 条、19 条を追加記載する。

この規定は、令和 8 年 4 月 10 日から第 13 条、第 16 条を添削する。